

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地は、県庁、市役所をはじめとする多くの公共公益施設をはじめ、商業施設が集積している。また鉄道、バス路線の結節点となっており、本市の社会的、経済的活動の中心的な役割を担ってきた。

しかし、駅南口と中心商店街には、核となる大型店舗はあるものの、他大型店舗の撤退の影響もあり、歩いて楽しめるような魅力的な動線が確立されていなかった。

また、駅南北をつなぐ跨線橋も傾斜や歩道の狭隘などにより、連結機能が十分に果たされておらず、中心市街地の回遊性を欠く要因となっていた。

そのため中心市街地を活性化するには、公共公益施設や商業施設が集積できる拠点や回遊性を創出する基盤整備が重要であり、とりわけ、甲府駅北口や駅南口と大型店南側の商店街の間の市街地整備の必要性は大きく、住民のため、また、中心市街地を訪れる市民の利便性向上を図るための早急な取組みが課題となっていた。

こうした中、本市では、平成20年11月に甲府市中心市街地活性化基本計画を策定し、「にぎわいの拠点づくりのための土地区画整理事業」、「拠点形成事業」、「市街地再開発事業等中心市街地内での回遊性向上と中心市街地へのアクセス向上のための事業」等の事業を実施してきた。

その結果、駅北口では、拠点整備事業などを中心とし、複数の事業が連携して都市機能集積と拠点づくりという大きなテーマで整備を行うことができ、広場も含めた有効利用により賑わいの創出に大きく貢献した。しかし、駅南口を含む計画区域南側においては、個々の事業には一定の効果があったと言えるが、事業が個別に取り組みされたために効果の広がりが限定されてしまい、賑わいを他エリアへ波及させることが課題となっている。

そのため、中心市街地を活性化するには、公益公共施設や商業施設が集積できる拠点や回遊性を創出する基盤整備が重要であり、とりわけ、甲府駅北口や駅南口と大型店南側の商店街の間の市街地整備の必要性は大きく、住民のため、また、中心市街地を訪れる市民の利便性向上を図るための早急な取組みが求められている。

(2) 市街地の整備改善の必要性

現状を踏まえ、再開発による土地基盤整備と土地の有効活用を推進し、安全・安心で健全な都市構造の推進をしながら拠点の整備をはかる必要がある。

また、駅南口のターミナル機能を強化し、交通の結節点としての機能や、交流空間としての高質化を図るとともに、歴史的価値のある県庁別館を公開するなどの拠点の整備を進め、利便性が高く、歴史や文化にふれることのできる中心街の再生を目指すとともに、歩行者に配慮をした整備を進め回遊性を強化する必要がある。

これらの事業とともに、都市の景観の向上などを図り、中心市街地の各拠点を結び、歩いて楽しく、歩きたくなるまちへ向けた取り組みが求められている。

そのために、本計画では、土地区画整理事業、甲府駅南口周辺整備事業、道路や河川の改良事業等のハード整備を中心とした事業の実施により、交通機関の「アクセスしやすさ」を図るとともに、歩行者に配慮し「ポイントを結ぶルート」「快適な歩行空間」を整備し、整備完了後の各施設を活用したにぎわいの創出や、魅力の向上を図る活動の場にする。

(3) フォローアップの考え方

毎年度、事業の進捗状況の調査を行い、状況に応じて改善措置を講じる。また、基本計画の認定にあわせて設置する中心市街地まちづくり会議において、定期的に事業の検証を行う他、数値目標の達成状況等を分析し、目標達成に向けた効果的な事業実施を図るものとする。

[2] 具体的な事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 まちなか回遊道路整備事業 ○内容 市道整備、桜町道踏切の拡幅等 ○実施時期 H27～H31	甲府市	歩行者の回遊環境を向上するため、歩行空間の改良等の市道整備、桜町道踏切の拡幅等、甲府駅北口周辺エリアと区域南エリアを結ぶ歩行空間の整備を行う。 これにより、買い物客や観光客の回遊性が高まるとともに、歴史や文化にふれることのできる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画（甲府市中心市街地地区（第2期））） ●実施時期 H27～H31	